



栃木県公報

平成20年
12月26日(金)
号外
第134号

目次

選挙管理委員会

政治資金規正法の施行に伴う報告書の閲覧の請求及び方法に関する規程の一部改正..... 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法の規定による報告書の閲覧の請求及び方法に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

栃木県選挙管理委員会委員長 岩崎 修

政治資金規正法の規定による報告書の閲覧の請求及び方法に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による報告書の閲覧の請求及び方法に関する規程（平成七年栃木県選挙管理委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「報告書の閲覧」を「収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付」に改める。

第一条中「昭和二十三年法律第百九十四号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第二十条第一項に規定する報告書（以下「報告書」という。）の閲覧」を「同項に規定する報告書、書面又は政治資金監査報告書（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧又は写しの交付」に改める。

第二条中「報告書」を「収支報告閲覧対象文書」に、「別記様式」を「別記様式第一号」に改める。

第三条中「報告書」を「収支報告閲覧対象文書」に改める。

第四条の次に次の二条を加える。

（写しの交付の請求）

第五条 収支報告閲覧対象文書のうち栃木県選挙管理委員会において受理したものの写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、別記様式第二号の交付請求書（以下「交付請求書」という。）を栃木県選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 栃木県選挙管理委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、栃木県選挙管理委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（写しの交付の方法）

第六条 栃木県選挙管理委員会は、法第二十条の二第二項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から三十日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、栃木県選挙管理委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、栃木県選挙管理委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 法第二十条の二第二項の規定による請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から六十日以内にそのすべてについて第一項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、栃木県選挙管理委員会は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうちの相当の部分につき当該期間内に第一項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、栃木県選挙管理委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの収支報告閲覧対象文書について第一項の規定による交付を希望

別記様式第「別記様式」を「別記様式(第2条関係)」とし「の報告書」を「の収支報告閲覧対象文書」

「住所又は所在地
及び電話番号

「住所

を

氏名又は名称

を「閲

氏名

(法人その他の
団体にあっては、
代表者の氏名)

「1 請求に係る政治団体の名称

覧する報告書:」を

とする。同様式を別記様式第1号と

2 請求する文書に係る収入及び支出がされた年」

し、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第2号 (第5条関係)

写 し の 交 付 請 求 書

政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づき、下記の収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求します。

平成 年 月 日

栃木県選挙管理委員会委員長 様

請求者 住所又は所在地
及び電話番号 _____

氏名又は名称
(法人その他の
団体にあつては、
代表者の氏名) _____

記

- 1 請求に係る政治団体の名称
- 2 請求する文書に係る収入及び支出がされた年
- 3 求める写しの交付の方法 (複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法)
- 4 写しの送付の必要 無 ・ 有

※備考欄	※手数料欄 栃木県収入証紙をちょう付し、消印はしないでください。
------	-------------------------------------

附 則

この様式は、平成11年12月1日現在のものである。